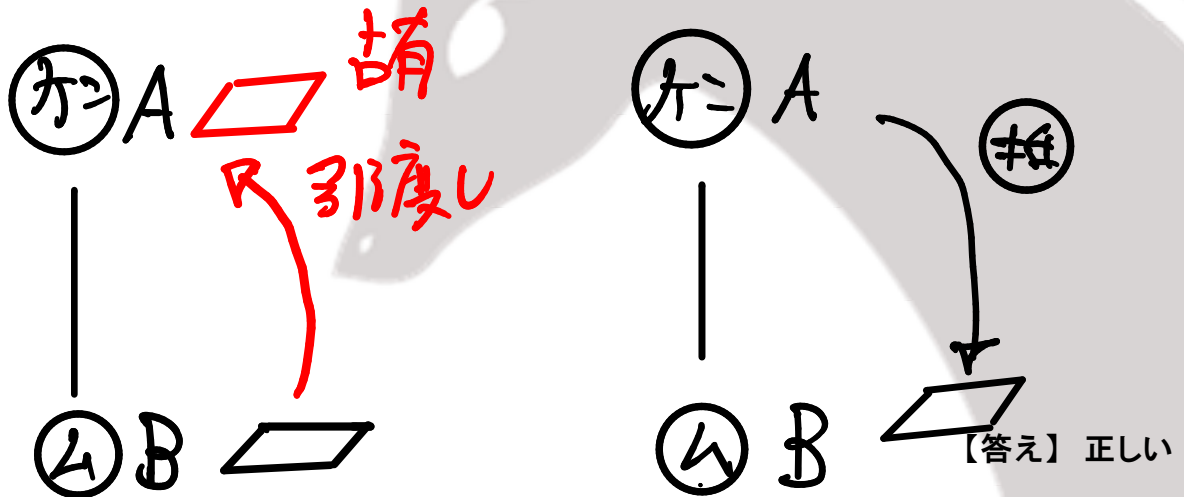


不動産質権 宅建 H29-10-3 <<#844>>

【問】 正誤をつけよ。

①不動産質権は、目的物の引渡しが効力の発生要件であるのに対し、②抵当権は、目的物の引渡しは効力の発生要件ではない。



<<ポイント>> 質権の内容【発展】

質権者は、その債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を占有し、かつ、その物について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。（民法 342 条）

| | 不動産質権 | 抵当権 |
|-------|---------------------|-------|
| 成立要件 | 合意+引渡し | 合意 |
| 対抗要件 | 登記 | 登記 |
| 利息 | 請求できない | 請求できる |
| 使用収益権 | あり | なし |
| 存続期間 | 10年まで 更新可（10年まで） | なし |